

告 示

埼玉県告示第千百号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、日高市から日高市の区域内において行われる川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があつた。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

日高市市街地整備課

鶴ヶ島市生活環境課

坂戸市環境政策課

川越市環境政策課

飯能市環境緑水課

毛呂山町生活環境課

二 縦覧の期間

令和五年十月六日（金）から令和五年十月二十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）